

令和3年9月14日

令和3年第3回奥多摩町議会定例会会議録  
(決算特別委員会)

令和3年9月14日 開会

令和3年9月15日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

## 令和3年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和3年9月14日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会決算特別委員会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第6番	大澤由香里君	第7番	澤本 幹男君
第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君	第10番	宮野 亨君
第11番	高橋 邦男君				

《傍聴議員》

第5番 木村 圭君（議会選出監査委員）、第12番 原島 幸次君（議長）

3 欠席議員は次のとおりである。

な し

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 徳王 真理君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総 務 課 長	天野 成浩君
危機管理担当主幹	大串 清文君	住 民 課 長	加藤 芳幸君
福祉保健課長	菊池 良君	観 光 産 業 課 長	杉山 直也君
環境整備課長	坂村 孝成君	会 計 管 理 者	坂本 秀一君
教 育 課 長	岡野 敏行君	病 院 事 務 長	須崎 洋司君

令和3年第3回奥多摩町議会定例会  
決算特別委員会議事日程〔第1日〕

令和3年9月14日（火）  
午前10時00分 開会・開議

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	委員長開会・開議宣告	—
2	—	会期の決定について	決定
3	—	町長あいさつ	—
4	認定第1号	令和2年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	
5	認定第2号	令和2年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
6	認定第3号	令和2年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
7	認定第4号	令和2年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
8	認定第5号	令和2年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
9	認定第6号	令和2年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
10	認定第7号	令和2年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
11	認定第8号	令和2年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	

（午後1時58分 散会）

午前 10 時 00 分開会・開議

○委員長（小峰 陽一君） 皆さん、おはようございます。

これより決算特別委員会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

本委員会の会期については、去る 9 月 6 日の本会議第 1 日目で決定のとおり、本日及び 9 月 15 日の 2 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、本委員会の会期は、本日及び 9 月 15 日の 2 日間とすることに決定いたしました。

委員会条例並びに会議規則の規定に基づき、合理的かつ能率的な審査ができますよう、委員及び説明者各位のご協力をお願いします。

なお、本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本委員会の開会に当たり、町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 令和 2 年度の決算特別委員会に先立ちまして一言ご挨拶をさせていただきます。

昨年の 4 月、新型コロナウイルスの感染が第 1 波という形で我々日本国民に降りかかってまいりました。今朝ネットで調べましたら、第 1 回目の緊急事態宣言のときの東京都の感染者が 87 名というところで、それでも私たち国民は、そのウイルスの恐怖に敏感に対応して、町も閑散となり、対策もしっかりと講じていましたけれども、5 月末には本当に 1 桁、東京都も 1 桁という数字、そこまで行ったんですね。しかしながら、この 1 年半、ウイズコロナという形で現在に至っているという状況かなというふうに思います。

現在、ワクチン接種も進み、いろいろな対策も講じられている中でコロナとの戦いが続いています。精神的にはその第 1 波のときを思い出して、ふだんの生活をやっぱり改めて過ごさなくてはいけないのかなというふうに感じております。

そんな令和 2 年 4 月からの町の事業であります。今回の決算書、報告書にもありますとおり、やはりコロナとの戦いの中で順調に推移した事業、残念ながら進まなかった事業等、さまざまな要素が今回の決算書には含まれているというふうに思います。委員皆様から貴重なご意見、そして、ご示唆をいただいて第 5 期長期総合計画の推進、そして検証、また来年度予算に向けてしっかりと本委員会の内容を受けとめながら進めてまいりたいと

いうふうに思います。

本日、明日とどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小峰 陽一君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

これより議案審査に入ります。

議題については、去る9月6日開会の第3回定例会第1日目に審査が付託された日程第4 認定第1号 令和2年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5 認定第2号 令和2年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6 認定第3号 令和2年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7 認定第4号 令和2年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8 認定第5号 令和2年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 認定第6号 令和2年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10 認定第7号 令和2年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11 認定第8号 令和2年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、以上8件であります。

総括的な説明は、本会議において付託前に行われていますが、本日は、認定第1号から認定第8号までの主な内容の説明を求めます。副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 認定第1号から認定第8号までの奥多摩町一般会計をはじめとする全8会計の令和2年度決算についてご説明申し上げます。

本件は、去る9月6日、議案上程に際し、会計管理者から総括的にご説明申し上げておりますので、私からは、各会計の決算内容及び事業実施状況についてご説明させていただきます。

はじめに、認定第1号 令和2年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

国の令和2年度一般会計予算は、102兆6,580億円で、前年度より1兆2,009億円、1.2%の増加となりました。また、新規国債発行額は、前年度と比較して1,438億円減の32兆5,562億円と引き続き縮減し、公債依存度は約31.7%となっております。

次に、東京都の令和2年度一般会計予算は、前年度と比較して1.4%減の7兆3,540億円で、過去最大であった令和元年度に続く予算規模となりました。

都税収入においては前年度比1.1%減の5兆4,446億円で、地方法人課税の見直しの影

響等による法人2税の減等により、約600億円の減少となりました。

次に、町の令和2年度一般会計予算につきましては、過疎化に伴う少子高齢化により、65歳以上の住民が人口の半数以上に及ぶ中、町財政における自主財源の要である町税は、平成19年度以降、一貫して減少する見込みのほか、歳入において大きな比率を占める地方交付税は、前年と同額、東京都支出金も前年と同程度の計上とした一方、主に基金の取り崩しにより、繰入金を令和元年度より増額させる予算編成を行い、一般会計の予算額は、前年度から1億1,000万円の増額となる67億9,000万円といたしました。

また、特別会計では、国民健康保険特別会計で前年度と比較して1,000万円の減、下水道事業特別会計では、下水道整備事業に係る起債の元利償還金等の増により2,160万円の増で6億2,200万円となりました。下水道事業の起債の償還は、令和2年度にピークを迎え、令和5年度まで3億円台の元利償還を行ってまいります。

一般会計、特別会計及び企業会計の8会計では、前年度と比較して1.3%増の100億6,685万5,000円となりました。

町における最重要課題は、今後も定住化対策と子育て対策であります。小さなお子さんはもちろん、障がいをお持ちの方、働いている現役世代の方、高齢者皆様など、すべての町民皆様が暮らしやすいまちを目指し、あらゆる世代や方面に対して施策の推進を図っております。

また、令和2年度も令和元年台風第19号に対する災害復旧対応、新型コロナウイルスワクチン対応など、住民皆様の安心・安全の確保を図るため、危機管理能力を高め、行財政運営では費用対効果を念頭に置きながら、限られた財源を効果的に配分するなど、職員一人一人が行財政改革を認識し、一丸となって取り組んでまいり、事務事業が執行できたものと考えております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政健全化について監査委員に審査をお願いし、今議会初日に報告いただいたとおり、財政状況を判断するための財政指標は、いずれも早期健全化基準以下でございます。従来からの主要な財政分析の指標である財政構造の弾力性をあらかず経常収支比率は73%と、昨年に引き続き良好な数値となりました。

また、公債費負担比率につきましては5.5%、全8会計の実質公債費比率の3カ年平均は6.8%で、いずれも良好な数値となっております。

なお、歳入歳出決算額、歳入歳出の増減額、性質別分析等につきましては、提案説明及び代表監査からの報告がございましたので、ご理解をお願いいたします。

各所管の事務事業の主要な施策及びその成果につきましては、令和2年度事務報告書に詳細に記述してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、認定第1号の説明を終わります。

次に、認定第2号 令和2年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計につきましては、引き続き指定管理者として東京都からの委託金と利用料金で運営を行いました。日常的に造林や下刈り、枝打ち、間伐等の各種森林作業や山林の生活体験、自然観察等を年間通して体験でき、宿泊や研修もできる施設でございます。

令和2年度の利用者は、新型コロナウイルス感染症防止対策により、全館休館からのスタートとなり、合わせて12月26日から再び全館休館となったことから、宿泊者数は575名で、前年度比680名の減、日帰り利用客は2,602名で、前年度比2,193名の減、延べ利用者数は3,178名で、前年度比2,872名の減となりました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントを中心にしたことが影響しておりますが、引き続き森林教育及び自然教育の場としてPRするとともに、更なる利用者の拡大に努力していきたいと考えております。

以上で、認定第2号の説明を終わります。

次に、認定第3号 令和2年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計につきましても東京都の指定管理者として東京都からの委託金と利用料金で運営を行いました。

この施設は、奥多摩の豊かな自然に親しんでもらうため、ビジターセンター、散策路、広場、キャンプ場、キャンプ場サービスセンター、ケビン10棟、クラフトセンター等の施設整備が図られております。

令和2年度の入園者数は4万1,067名で、前年度比1万1,531名の減となりました。山のふるさと村につきましても都民の森と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため休園としたことが影響し、大きな減少となりました。

引き続き、自然への理解を深め、都民の貴重な自然の保護と回復を図るためのPRを行い、来園者の拡大に努力してまいりたいと考えております。

以上で、認定第3号の説明を終わります。

次に、認定第4号 令和2年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

当町における国民健康保険の被保険者数は、年度末で 1,326 名で、前年度と比較して 13 名の減少となり、年間の保険給付総額は 7.35%減少しております。1 人当たりの医療費は、前年度と比較して減少し、43 万 1,116 円となりましたが、前年度と同様に、都内の区市町村の中では上位に位置している一方で、1 人当たりの保険税額は 7 万 1,442 円と前年度と比較して 1.4%ほど高くなっておりますが、都内の区市町村の中では下位に位置しております。

所得の低い高齢者の加入率が高く、平均所得が低くなること及び軽減の対象者が多いことにより、給付と負担の割合が不均衡になっているという全国の保険者が抱える国民健康保険の構造的課題が原因となっております。

国民健康保険特別会計の運営は、依然として厳しい状況にあり、安定した事業運営を行うため、適正な課税、徴収による収入を確保し、特定健診などの受診率の向上と保健事業の拡充により、疾病の予防を図り、医療費の適正化に努めてまいります。

以上で、認定第 4 号の説明を終わります。

次に、認定第 5 号 令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度として老人保健制度にかわり創設されました。

被保険者は、原則 75 歳以上の方で、個人単位での被保険者となり、令和 2 年 4 月 1 日現在 1,334 名で、前年度比 13 名の減となっております。

保険の運営は、患者の自己負担を除き、公費約 5 割、現役世代からの支援約 4 割及び被保険者の保険料約 1 割で賄われ、保険料は被保険者の収入に応じて負担する応能分と被保険者全員が均等に負担する応益分で構成され、公平に負担することとなります。

国の試算では、今後、高齢社会が更に進むとされており、町においても 65 歳以上人口は 50.3%、75 歳以上人口は 29.6%となっておりますが、令和 4 年から団塊の世代が 75 歳以上になり始めることから、より一層高齢化社会となり、高齢者医療費の急増も見込まれるところです。

以上で、認定第 5 号の説明を終わります。

次に、認定第 6 号 令和 2 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計は、第 7 期介護保険事業計画に基づく 3 年間の事業運営期間の最終年度であり、65 歳以上の第 1 号被保険者数は 2,207 名で、前年度比 29 名の減となりました。



また、保険給付費は、配食サービス費が増加したものの、施設サービス給付費が減少したことで前年度と比較して3.1%減の7億7,126万8,000円となりました。給付費の内訳を見ると、依然として施設サービスに係る給付費が全体の7割を超える状況であり、施設サービスの増減が保険財政に大きく影響を与える状況となっております。

保険料については、被保険者を所得段階別に見ますと、第1段階から第4段階の合計が44.5%、第5段階から第8段階の合計は50.6%、第9段階から第11段階の合計は4.9%と、低所得の被保険者が多い傾向は前年度と同様でございます。

以上で、認定第6号の説明を終わります。

次に、認定第7号 令和2年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

下水道事業は、膨大な事業費と長い年月を要する事業であり、財政基盤の脆弱な当町にあっては、財政フレームに基づく計画的な整備を進め、汚水処理施設整備交付金並びに過疎対策事業債の活用により、小河内処理区及び奥多摩処理区からなる公共下水道、下水道区域外では、市町村設置型浄化槽整備を計画的に施行し、現在は維持管理業務を進めております。

小河内処理区は、平成10年度から供用を開始し、水洗化率は99.5%に達しており、奥多摩処理区については、平成18年度から27年度までの10カ年計画により整備を進め、平成27年度末に全線の整備が完了、水洗化率は90.7%に達しております。

今後も下水道接続の推進と全町に及ぶ下水道管や関連設備の適切な維持管理に努めてまいります。

以上で、認定第7号の説明を終わります。

次に、認定第8号 令和2年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

令和2年度の病院事業では、収益的収支においてインフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金が補助対象となったことで4,733万3,000円の黒字となりました。

また、資本的収支においては、冷却等補修工事、給湯配管工事等の整備を行い、1,564万5,000円の支出を行いました。

病院利用者の状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う受診控え等の影響もあり、1日の平均入院患者数は14名で、前年度に比較して3名の減、また、1日の平均外来患者数は46名で、前年度に比較して8名の減となりました。

今後も財政運営も非常に厳しい中、奥多摩病院の役割、課題等の調査・検討を行い、健全経営、経営の安定と効率化を図るなど、地域医療の拠点としてより一層のサービスの充実を図り、住民の期待と信頼にこたえられる病院として努力してまいります。

以上で、認定第8号の説明を終わります。

以上で、認定第1号から認定第8号までの一般会計、特別会計、企業会計の全8会計につきまして決算認定に伴う事業実施状況のご説明を申し上げました。審査に当たり、細部のご質問につきましては、それぞれの所管課長からお答え申し上げます。慎重なるご審議を賜りまして、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（小峰 陽一君） 以上で、本委員会に付託された全議案の説明は終わりました。これより質疑を行います。

なお、答弁、説明者をお願いします。歳入の質疑であります。歳入の項目及び質疑によっては、歳出と関連する、または対応する事業が多くありますので、歳出に連動する事業の歳入の説明については、各事業内容等を理解しやすくするために、歳出のページを示した上で、歳出も含めて一括で答弁及び説明をお願いします。

また、事務報告書で説明される場合は、タブレットを開くのに多少時間が掛かりますので、間をおいてから説明を始めるようお願いいたします。

次に、質問される委員をお願いします。ただいま説明者に理解しやすい説明をお願いしましたが、説明者が質問内容を十分理解できるよう、1回の質問につき3項目までとさせていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、質問される際、決算書の場合は、タブレット上のページと併せ、款、項、目、節の区分を示していただきますようお願いいたします。

また、事務報告書の内容について質問される場合、一般会計歳出の質疑では款を区切って行い、一般会計以外ではそれぞれの会計ごとに質疑を行いますので、事務報告書についても質疑中の款等と連携している質問をされるとともに、事務報告書はタブレットに課ごとに格納されておりますので、課名とタブレット上のページを示した上で質問していただきますようお願いいたします。

答弁漏れなく理解を深めるためにもご協力をお願いします。

それでは、認定第1号 令和2年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入の質疑を行います。質疑はありますか。9番、石田委員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

ページで言いますと、27 ページのところでございますけれども、一番下のところの款

が雑収入、項が雑入、目が弁償金のところの説明欄のところの情報システム障害損害弁償金が721万ほど計上されておりますけれども、前もちょっと質問しましたが、この金額の根拠といたしますか、どうしてこのような弁償金額になったということと、あとこれに対する原因と再発防止策をお伺いしたいと思います。お願いします。

○総務課長（天野 成浩君） 9番、石田委員のご質問にお答えいたします。

決算書ですと27ページ一番下の部分、情報システム障害損害弁償金の部分でございます。こちらにつきましては、令和元年12月4日ですけれども、システム障害が発生した内容でございます。町の内部情報系システムでは文書の作成ですとか保存、メールの送受信、スケジュール管理等につきまして日本電子計算株式会社のデータセンターでクラウド化によってシステムを管理していただいております。この部分で令和元年12月4日から令和2年の1月末までということで、約2カ月に及ぶシステム障害が発生しての弁償金となります。

弁償金の内訳でございますが、人件費といたしまして、職員の時間外手当の部分で674万398円、物件費といたしまして、メモリーするSDカード等がございますので、そちらが1万5,960円、その他のシステムとして3システム5項目、財務会計システムですとか、文書管理システムでございますけれども、3システム5項目の部分で45万9,621円ということで合計で721万5,979円という金額となりました。

再発防止の部分でございますけれども、日本電子計算株式会社では、問題点を3つの観点で整理したということで、再発防止の部分はその3つの観点のうち11項目に分類して、システムの部分では、設備の見直し、追加、バックアップの正常化、アラート優先度自動判定通知等につきまして、また、運用の部分では、構成管理、変更、リリース管理強化、バックアップの要否ですとか、バックアップ先、保存期間の情報を含めた管理、また、機器ファームウェア定期点検、保守、復旧計画では定期訓練を行うなど、また、対応として管理者の増強を行っております。また、組織の改編等も含めて行ったということでございます。そのほかインデント管理等が強化されております。

また、プロセスの部分でございますけれども、遵守状況点検ということでSLAということで見直しが行われており、サービスの部分の強化ということでございますけれども、そちらの部分強化されているということで、再発防止、もし起こった場合には、時間が掛かるのではなく、即座に対応できるような体制を組んで今後進めていくということでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） 4番、小山委員。

○4番（小山 辰美君） 4番、小山です。

ページでいきますと 24 ページ、財産収入、貸家料、旧古里中学校校舎、事務報告書、企画財政 2 ページ、J E L L Y F I S H により、OKUTAMA+が宿泊施設運営を中心に行っております。コロナ感染拡大に伴い、リモートワークの普及で利用者が増加していると言っておりますが、委託料、元年度が 276 万、2 年度は 138 万、半額になっております。これは単に単純に考えれば半年の半額かなと思うんですけども、現在の状況を教えてください。

もう一点、同じページ 24 ページ、貸地料、ちょっと上ですね。その他の貸地 52 件、391 万 5,000、主だった場所を教えてくださいと思います。元年度は 66 件あって 500 万あります。

以上よろしく申し上げます。

○委員長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4番、小山委員さんからのご質問にお答え申し上げます。

ページが決算書のほうは 24 ページでございます。款が 16 の財産収入というところで、こちらの中の最初にいただいたのが貸家料のほうでございます。右の備考欄のところ、旧古里中学校校舎等というところがございます。令和 2 年度の金額は 138 万円ということで、前年の約半分という質問をいただきました。こちらにつきましては、令和 2 年度半額になった部分につきましては、国の緊急事態宣言の発令等によりまして事業ができなかったということで休止していた期間がございます。町の規定に基づきまして、財産価格審議会のほうで審議を行いまして、最大月数の半年分を減額措置をさせていただいたということで、前年度比較では 6 カ月分、ちょうど 2 分の 1 ということでこのような決算額となっております。

それから、現在の状況についてということでございますけれども、現在も緊急事態宣言が発令されているところではあるんですけども、今日、町長の挨拶でもありました、昨年と比較すると、感染者数とかは増えているんですが、感染防止対策をしながらということで、入り口にサーモグラフィーといいますか、体温を自動で顔を近づけて計るものとか、それから、手の指の消毒をするところとかいうことで感染防止対策をしながら、それから、完全予約制みたいな形で、飛び込みの客とかは受け付けないというようなことで運営は今もは続けているという状況でございます。

ただ、やはり完全に宣言がまだ解除も何もされていない状況ですので、運営としてはやはり厳しいというようなお話は伺っております。

それから、2点目でございます。同じ24ページの中で、その1つ上になりますけれども、節が01の貸地料のほうで、その他貸地52件というところ391万5,081円というところで、これの主だったところというお話でございます。こちらにつきましては、例えば大きいものとかになってきますと、携帯の基地局が数カ所ございまして、大体これが1カ所当たり年間で36万円とかいう数字になってございます。

それから、町有地に以前から家を建てられて住んでいる方がいらっしゃいますので、家は個人のものなんですけれども、土地が町のところということで、そういうところの貸地料があつたりということがございます。

あと若干駐車場関係であるとか、そういうところの個人からの収入というようなところがございます。それが全部合わさると52件で、決算上では390万というような数字になってございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。6番、大澤委員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

ページ数12ページの、款町税、項町民税、目の個人、項02、目01固定資産税の部分なんですけれども、収入未済18件、その下の法人も収入未済11件、固定資産税も収入未済81件、滞納繰越分とかも130件とか収入未済が前年度に比べれば減ってはいるんですけれども、依然としてあります。徴収される職員の方も非常に苦勞されていると思うんですが、奥多摩町の場合は、無慈悲な取り立てはしないというふうに聞いておりますし、そう信じておりますけれども、悪質な方もいらっしゃると思います。どうしても払えない方がどれくらいの割合でいらっしゃるのか。払えるのに払わないという悪質な方がどれくらいいらっしゃるのか。それから、差し押さえ等はしていらっしゃるのかどうかというところを教えていただければと思います。

○委員長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 6番、大澤委員のご質問にお答えします。

まず、町税に係る未収金の関係ですが、1つ目の悪質な方というところは、ちょっと今、ここにはないんですけど、国民健康保険税のほうで1件、連絡取れないといひますか、応じないというのは1件ありまして、また、固定資産税でも1件、町外に住んでいる方で、マンションもオートロックのマンションで、訪ねることもできなく、通知も送っても何も返答がないというのがそれぞれ1件あります。そのほかは、全部の税が本当に困って払え

ない人はほぼなくて、ほかに使っちゃっているですとか、後回しにして税のほうまで行かないよというところがあるんですが、その辺も連絡が取れて、分納ですとか、話し合いで少しずつでも納めているようなところがほとんどで、全然悪質というほどのところは当町は少ないと認識しております。

差し押さえにつきましては、2年度につきましては1件もございませんでした。

以上です。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はございませんか。3番、相田委員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

ページは28ページ、款20諸収入、項05雑入、目02実費徴収金というところの備考のところの半分からちょっと下のところ、日原溪流釣場借地料なんですけれども、昨年度より倍の借地料になっているんですけど、どういう理由があるんでしょうか。教えていただけたらと思います。

○委員長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 3番、相田委員さんからのご質問にお答えいたします。

ページ28ページでよろしいですかね。款20諸収入、項05雑入、目02実費徴収金の中の日原溪流釣場借地料の金額の関係ですね。日原溪流釣場につきましては、令和元年度の台風第19号で甚大な被害を受けまして、令和2年度は復旧作業もできなかったというところで、ほぼ営業ができていないという状況がございました。そんなところも鑑みまして借地料のほうも減額をしたような状況でございます。

以上です。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。1番、伊藤委員。

○1番（伊藤 英人君） 25ページ、寄附金のところでちょっと確認したいのが令和2年度、役場の近くなどにワサピーの自動販売機があって、伊藤園さんが設置されていますけれども、あれの売り上げの一部の寄附金というのは幾らぐらいというか、どこを見ると、どこに算入されているのかなというのを確認させていただきたいです。

以上です。

○委員長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 1番、伊藤委員さんからのご質問にお答え申し上げます。

決算書のページが25ページでございます。款16財産収入、これの中ほどのその次、17寄附金というところでございます。ただいまご質問のほうで、役場周辺にも設置してござ

います伊藤園さんの自動販売機で、ワサピーの表示がしてあるものということで、こちらの収入はどうなっているかというようなご質問でございます。

こちらにつきましては、事務報告書、企画財政課の部分でございますけれども、こちらのタブレットのページで2ページになりますけれども、企画調整係というところがございまして、こちらの下の方になりますけれども、行数が下から7行目というところで段落がありまして、株式会社伊藤園ではということになっています。概要につきましてはここに記載のとおりでございますけれども、令和元年度の台風第19号によりまして被災した奥多摩ワサビの復旧・復興及び振興のためということで、伊藤園さんのほうで申し出がございまして、町内に7カ所で自動販売機を設置していただいております。役場の、こちらのタイムズの駐車場のちょっと手前にあたりとか、役場の中で行きますと地下1階のホールのところ、それから、奥多摩町役場が管理しておりますカーシェアですね、奥多摩駅から交差点に行くところ、それから、大沢のTOKYOトラウトカントリー、それと氷川キャンプ場と川井キャンプ場というようなところで7基の設置がございまして。

この販売金額のうち、一定割合の金額を寄附していただいているということで、今後も継続していく予定でございまして、令和2年の5月に伊藤園さんと町で寄附金に関する覚書というのを締結させていただきました。

本題でございますけれども、こちらの令和2年度の収入が34万8,739円ございました。どこに入っているかと言いますと、先ほど申し上げました25ページの中段の一般寄附金というところがございまして、節ですね。これの一番右側の備考欄のふるさと納税とかありますけれども、それではなくて一般寄附金274万8,739円のうちの34万8,739円が伊藤園さんからいただいた寄附であるということでございます。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号の歳入の質疑を終結します。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時05分から再開とします。

午前 10 時 52 分休憩

午前 11 時 05 分再開

○委員長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出についての質疑を行います。歳出は、款別に幾つかに区切って行います。はじめに、款の 1 議会費、款の 2 総務費について質疑を行います。質疑はありませんか。4 番、小山委員。

○4 番（小山 辰美君） ページ歳出の 36 ページ、財政管理費、ふるさと納税業務委託、真ん中辺、79 万 1,620 円、2 年度ですね。元年度は 61 万 7,835 円、歳入のほうで納税額が、2 年が 207 万 5,000 円、元年度が 209 万 5,000 円。委託料が 18 万ほど差があるんですけども、返礼品は委託料に含まれるのか。また、返礼品の内容は、元年度は地ビールが人気がありましたけれども、その辺と納税額に対しての返礼の率、金額です。この辺はどうなっているのか、教えてください。

○委員長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4 番、小山委員さんからのご質問にお答え申し上げます。

決算書のページ 36 ページでございます。上段のほうでございます。目が財政管理費のところでございます。こちらの中の節 12 委託料というところで、支出済額が 79 万 1,620 円ということで、元年度から増えているという中で、歳入の金額については減っているということがまず 1 点あったかと思えます。こちらにつきましては、ご指摘のとおり、返礼品を求めない方ともありますので、そういうところは必ず比例するという形にはなりません。まずそれが 1 点でございます。

それから、この委託料の中に返礼品の代金等は含まれるのかというようなこと、そのほかということでご質問をいただきました。こちらにつきましては、令和 2 年度の決算でございますので、こちらの内容で申し上げたいと思います。79 万 1,620 円の中に、これ観光協会のほうへ委託をしているんですけども、これが寄附額の 10%を事務費用ということでお支払いをしております。それから、調達費用ということで、これがいわゆる返礼品にかかるお金ということで、こちら 30%以内という国の決まりでございますので、やっております。それにプラスしまして送付費用というところで、この 3 点が含まれているものということで、送付費用が 9 万 640 円、事務費用が 18 万 6,500 円、調達費用が 51 万 4,480 円というようなことで、この 3 つを足すと 79 万円という形になってございます。

それから、返礼品の人気の状況というようなお話でございます。令和元年度ご質問いた



だいた際には、ビールが人気があるということでお答えを申し上げております。令和2年度でございますけれども、やはり状況を見てみますと、クラフトビールということで、こちらのほうはやはり人気でございます。口数ということになるんで、金額ではないんですけども、67口がビールというようなことで、その後に16口で町内宿泊利用助成金というようなものがあつたりということでございます。あとは1桁ということで、金額によってコースで返礼品が変わるんですけども、ワサビ漬けセットであるとか、特産物詰め合わせとか、あるいはもえぎの湯の無料券といったところが大体同じような1桁の数字で並んでいるというような状況でありまして、返礼品の人気の状況については、元年度と2年度はほぼ同じような状況ということでございます。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。9番、石田委員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

同じく36ページの総務費の下段のほうの目、財産管理費の中の一番下段の節、委託費、旧レイクサイド奥多摩の件なんですけども、ここで建物管理補助業務委託ということで約60万円、次のページの37ページの上段のほうに、保安管理業務委託24万円というふうにありますけども、これの委託先と業務内容、今、更地の状態のように見えますけど、今後の有効活用について以前にちょっとお聞きしましたけれども、現在どうなっているのか、お伺いいたします。

○委員長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 9番、石田委員さんからのご質問にお答え申し上げます。

36ページ、決算書のページでございます。一番下の財産管理費というところでございます。こちらの中の節12委託料ということで、一番右の備考欄、3行目ということで、旧レイクサイド奥多摩建物管理補助業務委託60万4,800円でございます。こちらにつきましては、お話の中で委託先と業務内容ということでございます。こちらにつきましては、NPO法人でありますタンポポの会に委託をしております。以前にも一度お答え申し上げたかと思いますが、改めてということですので、タンポポの会に委託をしております。月額が5万400円ということで、月で大体8回ぐらいでしょうか、入っていただいて、建物の窓開けとか、中のお掃除とかしていただいているという状況でございます。

それから、ページが変わりまして37ページの一番上段になりますけども、同じく旧レイクサイド奥多摩の電気工作物保安管理業務委託ということで、こちらにつきましては、

ほかの町の施設でも同様でありますけれども、契約をしています関東電気保安協会のほうで業務を行っていただいております。内容につきましては、この関東電気保安の名前のおりでございますので、定期的な漏電等の防止とか、そういう点検をしていただいて、何か修繕箇所があれば報告していただくというようなことで業務をしていただいております。

それから、3点目ということで、当該施設の今後の状況と見通しというようなお話かと思えますけれども、こちらにつきましては、以前にもお答えしているところがございますけれども、現状としては、やはり町もいろいろな倉庫といいますか、収蔵する施設もなく、以前ですと、例えばはとのす荘を建て直すときの備品をこちらのレイクサイドのほうに運んだりとか、また、現状におきましては一部、ずっとというわけではないんですけども、社会教育関係、文化財関係の備品を一時仮置きしたりとかいうことの活用をさせていただいております。

また、歳出の話だけになってしまうんですけども、歳入のほうでは先ほど4番の小山委員さんからもありましたけれども、ここも携帯基地局がありますので、年間36万円の収入はいただいているという状況にはなっております。そういった中でなかなか確定的な使用目的というものが現状では申し上げられないというのは大変申しわけないところではございますけれども、今後どうしていくのかという部分には前河村町長の時代からもいろいろありましたけれども、昭和40年代の建物でありまして、耐震の部分であるとか、また、いろいろなところで使いたいというお話も現状もいただくんですけども、ご案内すると、やはりエレベーターとかもないんですね、階段で。中の通路が狭いとかいうこともあるので、恐らく一般的に何か旅館的なものとか何か使おうとしても、いろんな消防の基準法とかで適合しないのではないかとこのように思います。

また、あれを改修しようとしても鉄筋コンの建物でございますので、そんな簡単にいく話ではない。また、ダム近くですので、いろいろな自然公園法の制約がかかるということです。現状としてはこういった使い方ということでご理解をいただきたいと思えます。また、これは中・長期的に周りに迷惑をかけないような形で、現在はタンポポの会で維持管理はしていただいておりますので、そういった方向で使用させていただいているということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。7番、澤本委員。

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。

同じ37ページなんですけど、バス路線維持対策費6,500万出ていますが、これはコロ

ナで2,000万確か補助していたと思うんですけど、それが入ってきていたと思うんで、それを2,000万という形で、それを抜いた金額が町の支出というふうにとらえちゃっていいか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、澤本委員さんからのご質問にお答え申し上げます。

決算書のページが37ページでございます。こちらの項07企画費、こちらの節18負担金・補助及び交付金の一番右側の備考欄の最上段、バス路線維持対策費補助金6,500万ほどというところのご質問でございます。こちらですけれども、澤本委員からご説明のありましたように、コロナの関係ということで2,000万が含まれているかという部分につきましては、事務報告書の企画財政課の29ページのところに、後ほどご覧いただきたいと思いますが、新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金の使い道ということで2,000万円が使われているということがここに示されております。

質問の趣旨といたしましては、それ以外が一財かというようなお話かと思えます。実際にはそういう形にとらえていただいているかと思えますけれども、1点、財源補完ということで、一般質問のときもいただいたところなんですけれども、残りの部分でかなりの部分が総合交付金も含めてなんですけど、或いは特別交付税という国から出されるものがあるんですけども、こちらがかなりいただいたりしてというところもあります。両方が含まれているというような認識でいただいているかというふうに思います。

ミックスというか、国の補助部分と、町の中だけ走る路線と2通りあるんですけども、国の部分とかだと特別交付税が入ったりとかもあったりとか、それ以外の部分で財源補完的に総合交付金から4,000万ぐらい入ったりとかいうことですので、現実的にはほとんど持ち出しがないというような状況で、バスの運営というか、その財源確保はできていると。ただ、だからといって赤字でいいという話では当然なくて、これは令和2年度でありますけれども、3年度につきましては、コロナも明けるだろうという想定の中で、休日の運行本数、全体数を変えないで休日のお客さんが乗る時間帯を登山客用に便数増やしたりとかしているんですね。ただ、今こういった状況なので、逆にちょっと裏目に出ちゃうかなというちょっと心配もしているところなんですけども、対策としては、逐次西東京バスと町で協議しながらさせていただいているという中で、ご質問のほうに戻りますけれども、コロナの創生臨時交付金が2,000万円入っていて、そのほかに総合交付金であるとか、特別交付税が入っているというような認識でお願いしたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の1 議会費、款の2 総務費の質疑を終結します。

次に、款の3 民生費、款の4 衛生費についての質疑を行います。質疑はありませんか。

3 番、相田委員。

○3 番（相田恵美子君） 3 番、相田です。

ページが 56 ページです。款 03 民生費、項 01 社会福祉費、目 02 老人福祉の事業の (12) 老人クラブ運営費補助事業ということで、この老人クラブの補助金のことについてお伺いしたいと思います。福祉保健課の事務報告が 226 ページなんですけれども、後でご覧いただければと思います。その備考欄にある老人クラブの補助金 400 万円以上、老人クラブ連合会補助金が 59 万、約 60 万ありますけれども、老人クラブがこの町の中でもなかなか存続が難しいということで、解散してしまうというような状況も起きております。その一番の理由というのは、聞いたところによりますと、役員になり手がなくなっているところもあって、なぜ役員になりたくないのかということ、毎月の会合があったりとか、要するに、会合というか、会議に出るのがおっくうだというようなお話も聞きました。それを簡素化して役員になっていただくという方法もあると思うんですけど、いかんせんこういう状況の中で、なかなか高齢者の方が外に出られないというところにおいてますます衰退していくのではないかなと思うんです。町のほうのお考えとしては、今後、この老人クラブのあり方についてどういうふうにお考えなのか、聞かせてください。

○委員長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 3 番、相田委員さんの質問にお答えさせていただきます。

老人クラブのあり方についてということで、以前に一般質問等でも質問がありまして、そういった状況を踏まえまして、今、老人クラブにつきましては海沢地区とか、南氷川地区につきましては名前を変えて新たに再発足しているようなクラブもございます。

老人クラブにつきましては、個々の団体ということで、町としましては、補助金等そういったことにはご協力できるんですけど、個々のそれぞれの老人クラブ、団体の意思といたしますか、そういったことを尊重していただくということで任せているような状況でございます。

老人クラブ、年々減ってはきているんですけど、それに替わるものということで、今、お話ししたとおり、新たに再発足しているクラブもあるということで、そういったことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。1番、伊藤委員。

○1番（伊藤 英人君） 民生費です。同じページになるから56ページです。56ページで福祉モノレール等整備事業費について伺いたいんですけど、それに関連して、次のページに人にやさしい道づくり整備事業費というものもあるんですけど、先日の予算のとき、今年度は上半期で1件、福祉モノレールの整備があるというのを聞きました。令和2年度のほうでは実績として1件ある、令和2年度福祉モノレールの設置というか、移設なんですけど、それが1件あるというのも伺いました。

この福祉モノレールの設置についてなんですけど、設置の申請の要綱などを見ると、やっぱり足腰に障がいのある方とか、高齢者の方ということなんですけど、子育て世帯なんかも対象になるのかどうかというのを伺いたいのと、関連して、やさしい道づくり整備事業のほうは、要綱を見てみると、やっぱり文面は似ているんですけど、子育て世帯も対象になっているというのが明記されていて、その辺を可能であれば福祉モノレールのほうも対象に入れられるように明示してもらえたらと思いました。その辺の確認をお願いします。

○委員長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 1番、伊藤委員さんの質問に答えさせていただきます。

モノレールにつきましても全対象というような形でできないかということなんですけど、こちらにつきましては、人にやさしい道づくりも同じなんですけど、東京都の補助をいただいて実施しております。東京都の地域福祉推進包括補助事業の補助金を活用して行っている状況でございます。

これにつきましては、足腰の悪い高齢者ということで、実際にモノレール設置したところでその対象者が亡くなったり、老人ホームに入られたり、必要なくなった部分もあるんですけど、すぐに取り外してしまいますとまたお金もかかりますし、また、実際に今まだ残っている家族の方が何らかの形で福祉モノレールを使うということで、取り外さずに使っているような状況もあります。

先ほど移設したというお話も出たと思うんですけど、移設に関しましても、同地区内で必要なくなったんですけど、しばらく置いておきまして、同地区内でまた新たに新しい人が設置の必要が出たということで、それを移設して利用していくという状況でございます。

臨機応変に対応していきたいと思いますので、その辺ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。2番、森田委員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

ページ数が56ページ、款03民生費、項01社会福祉費、目02老人福祉費、(13)の高齢者在宅サービスセンター事業費なのですが、先ほど副町長のお話で、施設サービス費の金額がパーセンテージとして3.何がし下がっているというお話を伺っておりまして、下がった理由が白丸のデイサービスセンターなどで行っている筋力トレーニングなどが町の高齢者の方たちも筋力がついて、施設に入らなくて済む人が増えているのではないかとと思われるんですが、この高齢者在宅サービスセンター事業費の支出の割合、補助金どのくらい使われているのか。町の支出がどのくらいあるのか。あと、今後、今年度、また来年度などでそういう事業をもっと増やして町の、先ほどのお話のように、施設サービス費が70%を占めているということで、その割合を減らすための努力をどのようになさるのか、その辺のあたりをお伺いさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 2番、森田委員のご質問にお答えさせていただきます。

高齢者在宅サービスセンターにつきましては、保健福祉センターの横にあります在宅センターの中にデイサービスがございます。また、白丸デイサービスということで予防の部分でグリーンウッドのほうにお願いしているサービスがございます。それぞれ町全体から見た比率ですか。町の予算のですか。町全体の予算にくるめたこれのパーセントということによろしいですか。そちらのほうに関しましては資料ございませんので、後ほどお答えさせていただきますと思います。

こちらのサービスセンターにつきましては、まず在宅サービスにつきましては、社会福祉協議会のほうに委託をお願いしているところなのですが、やはりサービス提供するには教室等の広さ、または今、介護の方が不足しているということで、なかなかこれ以上のサービスができる状態にない部分も出てまいりました。配食サービスにつきましても、今、目いっぱいのところを努めているところがございます。森の時計の予防デイサービスにつきましては、こちらのほうも地域包括の職員が積極的に認知でなかなか回復できない方に行っていただきまして、こちらのほうも今、目いっぱいの形でお願いしているところがございます。

いずれにしましても今後、増え続けます認知症、もしくは歩けない方に関しまして、筋力トレーニング、それから、憩いの場的な形でサービスを提供していきたいと思っております。

率につきましては、ちょっと資料がないもので、後ほど答えさせていただくということでお願ひします。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 高齢者の健康づくりについては、本当課題がいっぱいあって、施策を細かな形でやっているんですけども、施設を作っても、それから、事業を実施しても、結局来ていただかないと、やはり健康を維持していくということができない。ですから、とにかくそういう人たちにどうやってフレイル予防を含めて広報して、とにかく出張っていただくという工夫がやっぱり一番だなと思いますね。皆さんがまちづくりやったり、お太助隊やったりしている中で、私たち職員一同もそういう声かけで何とかそこに来ていただくことを、健診もそうですけれども、そういう声かけが一番大事なような気がしますんで、そのあたりも一生懸命やってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。3番、相田委員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

ページは72ページです。款04衛生費の一番上です。事業（07）犬の登録と予防接種事業費なんですけれども、今現在、町で犬の登録がどれぐらいあるのか。予防接種がどれぐらいの犬に行われているのかというところで教えていただければと思います。お願ひいたします。

○委員長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 3番、相田委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

犬の登録の関係のご質問でございます。こちら事務報告書の358ページに記載がございますが、令和2年度末におきまして259件の登録数ということになってございます。内訳もそちらのほうに掲載されてございますので、後ほどお目通しいただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

予防接種が漏れておりました。令和2年度に予防接種を実施した数字につきましては、こちら事務報告書の358ページから359ページにかけまして掲載がございます。昨年は、

コロナの関係で集団接種以外に民間の開業医の獣医師さんのほうでも打っていただいているという状況でございます。集合の注射につきましては、全部で 72 件ということでございます。それから、開業医の医師による注射については 101 件ということでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。11 番、高橋委員。

○11 番（高橋 邦男君） 高橋です。

衛生費、ページが 82 ページをお願いします。ごみ処理事業費の西秋川衛生組合の負担金についてなんですけども、7,353 万 8,000 円、これ昨年度より約 650 万ほど減少しているんですね。ところが、ごみの排出量というのは、確かそんなに元年度と比べると減っていないと思うんですけど、その辺どうしてなのかなということなんです。排出量が増えれば負担金のほうも増えるだろうというふうに思っていたんですけど、それ以外のいろんな要素があるのかと思うんで、ちょっとお願いします。

○委員長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 11 番、高橋委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

西秋川衛生組合のごみ処理に係る負担金の内容というところでございます。ご指摘のとおり、ごみの量は若干でございますが、約 400 キロ程度、前年に比べて増えているという状況でございます。それに対しまして、負担金のほうが減っているということで、数字を見るだけでは逆転現象じゃないかというようなご発想じゃないかと思います。

西秋川衛生組合負担金につきましては、その負担金の 10%が構成市町村の均等割という決まりでございます。それから 30%が人口割、残りの 60%が利用割ということで、こういった比率によって算定されるという仕組みになってございます。こういったところの算定のルールも影響しているというところで、一概にごみの量だけでは判断できないというところがございますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありませんか。7 番、澤本委員。

○7 番（澤本 幹男君） 7 番、澤本です。

ページが 71 ページになります。衛生費の上のほうですけど、保健衛生費で、古里診療所の交付金関係で、支出が 71 ページに 2,103 万 5,000 円なっています。内訳を見ますと、交付金と安定化交付金と、過年度分があるんで、これは来年なくなるのか。また、契約は多分、古里診療所は来年の 3 月末ではないかと思うんですけど、それも含めて、今後もちろんなくてはやらない診療所がせつかく早期に開設したもんですから、またどういう契約



をするのか。そして、この金額的にはどういうふうを考えているのか、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（小峰 陽一君） 保健福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 7番、澤本委員さんのご質問にお答えいたします。

71 ページの古里診療所の部分ということで、まず今年度につきましては、古里診療所経営安定化交付金がなくなっております。前年度につきましては、この金額のほかに、コロナ対策ということで災害復旧費のほうで出てまいりますが、500万円を支出しているところで、実際には2,603万5,810円支出しているという、古里診療所自体には出しているということになっております。

ご指摘のとおり、指定管理で3年目ということになります。来年度のことにつきましては、実は、今年24日にこの上半期の決算、もしくは来年度に向けての協議を開くことになっております。内容につきましては、やはりコロナ禍の中で今年度も患者数が少ないということで、やはりまた人件費も掛かるということで、その辺の見直しを図っていきたいということで、そういったことで事前のお話も来ております。

いずれにしても3年目が終わる、また、来年度に向けてより住民が安心、安全でかかれるような診療所を目指していきたいということで、診療所自体も、また、現在コロナの検査等も行っております。積極的に住民の集団接種に、先生お忙しいところ出て、相当行っていただいておりますので、その辺につきましては、地域医療振興協会も積極的に奥多摩に関わりたいということで動いておりますので、そういったことでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はございませんか。3番、相田委員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

事務報告書の367ページなんですけれども、ちょっとお願いというか、367ページの11のごみ出し困難者対応というところなんですけれども、令和元年度より、ごみ出し困難者の支援が始まったということで、元年度と2年度、約倍以上に増えております。

私の近所でもやっぱりごみステーションまで持っていけない、持っていきづらくなってきたという方が増えているんですね。近所の人の手助けも借りてステーションまで持ってきているんですけど、今後、個別で回収ということも考えなくてはいけないようになってくるのではないかとこのように思いますが、お考えをお聞かせください。

○委員長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 3 番、相田委員のご質問にお答えをいたします。

事務報告書の 367 ページの 11 ごみ出し困難者の対応についての関連ということでご質問をいただきました。委員からのお話ですと、近所にはごみ出しの作業がかなり難しくなっているような人がおられるというようなことで、他人の力を借りてというようなお話もございました。まさしくそういった方々を救済するためにこの制度を設けてございまして、庭先、玄関先までごみを取りに行かせていただいて収集をしているということでございます。

利用者数はやはり高齢化に伴いまして、ここに書かれている数字のとおり増加傾向、これは間違いのない状況ということでございます。事務報告書の下段のほうには 31 に対して 26 というような数字も記載されているかと思えます。これは、31 人の方が申請して手続きしていただいたんですが、途中で病院のほうに入院されたり、施設のほうに入所されて一時中止というようなことが発生して、その状況で最終的には 26 件というようなことで報告をさせていただいているものでございます。

このごみ出しの支援事業につきましては、現場サイドではまだちょっと余力があるというところで、3 桁までは十分対応できていると、いけるというような状況がございまして、今後の動向を見ながら検討させていただきたいというふうに思います。よろしく願います。

個別収集は、今の段階ではちょっと考えてございません。

以上です。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。6 番、大澤委員。

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

決算書ではちょっと見当たらないんですけども、事務報告書のタブレットページで言いますと 44 ページ、事務報告書の下ページだと 359 ページになるんですけども。

○委員長（小峰 陽一君） 大澤委員、課名を先に言ってもらいとわかりやすいそうです。

○6 番（大澤由香里君） すみません、環境整備課です。よろしいでしょうか。

地域猫対策のところでは地域猫、非常に以前から問題が多くて、住民の方からも苦情が多かったんですけども、さくらねこの会の基金から去勢手術、不妊手術をやっているということなんですけども、川井のほうなので地域猫のボランティアの会ができたと思うんですけども、ちょっと名前忘れちゃったんですけど、その会との連携はどのようにとっているかというところを教えてくださいたいと思います。

○委員長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 6番、大澤委員の地域猫の対策に関するご質問ということでお答えをさせていただきます。

町では平成30年度から所有者不明猫及び地域猫のトラブルに対応するため、先ほどお話ししましたが、公益財団法人どうぶつ基金が実施しております、さくらねこの無料不妊手術事業に登録を行いまして、地域猫の対応を行っているという状況でございます。

この対応をしていただいていますのが青梅市のほうのボランティア団体、いのちを考える会・青梅という団体の代表者の方が先頭に立って対応していただいております。その後、町内でもこういった地域猫対策について活動するボランティアが立ち上がりまして、そちらの方々、会員4名の方ということで活動いただいておりますが、この2つのボランティアグループと連携を図りながら、今、地域猫対策について対応を図っているという状況でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。6番、大澤委員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

今のご答弁の中で、連携を図っているというお話があったんですが、その連携の中身とか、あと里親を募る会とか、そういうのもやっているかということと、やることに関して町がちょっと関与というか、補助とかしていただけるかとか、そういうところをちょっと詳しく教えていただけるとありがたいです。

○委員長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） ボランティアの皆さんとの関わりというところなんですけど、基本的には地域の方やいろんな方から地域猫少し増えているよというような情報が町のほうに上がってきます。そういった情報を踏まえましてボランティアの皆さんと情報共有して、一緒に現地のほうに出向いて状況を確認したり、また、保護した猫の里親探し、これについてもお互いに協力しながら対応させていただいているというところで、まるっきりボランティアの皆さんにお願いをしているというところではございませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の3民生費、款の4衛生費の質疑を終結します。

お諮りします。会議の途中ですが、ここで休憩にしたいと思いますか、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小峰 陽一君) 異議なしと認めます。よって、午後1時00分から再開いたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○委員長(小峰 陽一君) 午前中に引き続き会議を開きます。

議案審議に入る際にお願いしたいことがあります。事務報告書で説明される場合は、課名とタブレット上のページを示した上で質問していただきますようお願いいたします。

また、フェイスシールドを使用しているため、マイクが音声を拾いにくい状況ですので、ゆっくりとはっきりした声で質問及び答弁をいただきますようお願いいたします。

それでは、2番、森田委員の在宅サービスセンターに関する質疑の答弁から行います。福祉保健課長。

○福祉保健課長(菊池 良君) 2番、森田委員さんの先ほどの質問、高齢者在宅サービスセンター事業費につきまして答弁させていただきます。答弁漏れの部分を答弁させていただきます。

56ページになります。この高齢者在宅サービスセンター事業費につきましては、国都の補助金はございません。町の一般財源、それと施設使用料、2年後につきましては免除しているんですが、この部分をあけて事業を行っている状態でございます。

在宅サービスセンターでは、施設整備費や燃料費等で一定分を超える場合は、すべて町のほうで支出するという取り決めをして行っております。

また、民生費、老人福祉費の約4億5,000万に占める割合につきましては、この683万3,610円は約1.5%ということになっております。なかなか予防デイサービスの部分につきましては、保健福祉センターの横で行っています在宅サービスセンター、デイサービスのほかに、白丸予防でデイサービスがございますが、この中にもありますとおり、白丸デイサービスセンターの管理委託料を払っているんですが、これとは別に、介護保険特別会計のほうで予防デイサービスに関わる利用者の負担の委託料を払っているのが現状でございます。

また、このほかに山のふるさと村で予防デイサービスを行っております。こちらにつきましても介護保険特別会計のほうで、こちらは国、東京都の補助金を使って行っている状況でございます。

このようにデイサービス、予防デイサービスにつきましては、一般会計、介護保険特別

会計絡み合っている部分がございますので、なかなか割合等出すのが難しい部分でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、今後、適切な筋力トレーニングによる筋力維持ということで、古里地区でのトレーニング等も予定しております。転倒防止、姿勢保持能力向上を目指す高齢者の生活、姿勢の維持向上させるために、また、介護予防、フレイル予防、医療費の抑制をするために努めてまいりたいと思います。

また、デイサービス、予防デイサービスの利用者の身体等の効果につきましては、現在、コロナ禍等のこともあり、なかなか検証することが難しいんですが、今後さまざまな角度から利用者本人、ご家族の方から利用効果もお聞きしながら検証していきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） 次に、歳出の款6農林水産業費、款の7商工費、款の8土木費についての質疑を行います。質疑はありませんか。10番、宮野委員。

○10番（宮野 亨君） 10番、宮野でございます。

85ページですか、農業振興総務費、節の12委託料、このところで、備考の欄で、食肉処理加工施設管理運営委託とワラビ栽培管理業務委託、この2つのことについてお伺いしたいんですけど、シカ肉、現在どのくらい取れていて、どのくらいの在庫があるか、ちょっと分かりづらいかと思いますけど。あと、ワラビももう何年もかかっている、そろそろ出荷できるようなワラビはできたのかどうかの確認をしたくて質問させていただきました。よろしくお願いいいたします。

○委員長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 10番、宮野委員さんからのご質問にお答えいたします。

決算書のページが85ページの農業振興総務費の委託料の中の食肉処理加工施設管理運営委託並びにワラビ栽培管理業務委託についてのご質問でございます。

まず1点目の食肉処理加工施設の部分でございます。こちらにつきましては、令和2年度につきましては、有害鳥獣駆除等の捕獲では194頭のシカの捕獲がされております。そのうち施設に搬入した頭数が90頭という状況でございます。食肉処理量といたしましては288.8kgという状況でございます。在庫のほう、町のほうで押さえていませんが、288.8kgということで処理がなされた。ただ、やはりコロナ禍で、いつも卸している飲食店のほうが営業がなかなかできていないというような状況で、在庫はいつもよりははけないというお話は聞いている状況でございます。

次に、ワラビ栽培管理業務委託ということで、ワラビのほうの出荷ができるのかどうかというご質問でございます。こちらにつきましては、ワラビのほう、毎年、コシアブラ、タラの芽等と含めて植えている状況でございますが、なかなかワラビのほうは根つかないという状況と、あとは令和元年度に植えたワラビがイノシシが柵の中に入ってしまったと全滅してしまったというような状況もございまして、現在取れているワラビは、自生のワラビを取りまして、そちらをふれあい館だとかのレストランだとか売店で試験的に売ったりはしているんですが、令和2年度は、やはりふれあい館のレストランのほうで運営ができない、ふれあい館自体が休館という状況でございましたので、レストランが開けないという状況でしたので、塩漬けで保存をして、営業再開のときに備えて保存をしていたという状況でございますので、なかなかワラビのほうは、申し訳ないんですけども、植えた分が取れていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） 7番、澤本委員。

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。

同じページのところなんですけど、幾つか下の使用料及び借地料で、いら畑の放牧地賃借料なんですけど、いら畑の状況はどうなっているか、これも教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 7番、澤本委員さんからのご質問にお答えいたします。

同じページのその下の節 13 の使用料及び賃借料ということで、いら畑放牧場の関係からの状況でございます。こちらにつきましては、先ほど宮野委員さんからご質問がございましたワラビ栽培管理業務委託ということで、こちらのほう観光ワラビ園に何とかできないかということで、以前はシカの養鹿施設というようなところで使っていた部分があったんですけども、何とか観光のワラビ園ということで、ワラビを植えて、それをイベント等で収穫して活用できないかということで活用しているところがいら畑の放牧場という状況でございます。

先ほどの宮野委員さんからのご質問ともかぶるところあるんですけども、1号地、2号地というところで、面積としては1号地が2.13ha、2号地が1.74haと、かなり広大な面積の中で、ワラビ、コシアブラ、タラの芽の植栽と、あと草刈りですかね、どうしても草が伸びてしまうので、草刈りは施設の管理というところと周りの柵の補修も含めて委託をかけているという状況でございます。その委託料がワラビ栽培管理業務委託ということ

で102万円の計上をさせていただいているところでございます。

ワラビは28年度から植え付け等をやっているんですけれども、ワラビが1,220本、タラの芽が560本、コシアブラが190本ということで植えている状況です。タラの芽とコシアブラは大分成長して収穫のほうができているところではございますが、ワラビのほうはなかなか根つかないという状況で、こちらのほうは小河内振興財団のほうに委託をかけたまま、いら畑の放牧場という名前になっちゃっているんですけれども、管理をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑は。2番、森田委員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

ページ数が89ページ、款06農林水産費、項02林業費、目03森林費の(02)多摩の森林再生事業費の節12の委託料なんですけど、この委託先なんですけど、何社に委託していて、委託の選定方法をどのようにしているのか。あと町の事業所の割合はどのくらいか教えていただけたらと思います。

○委員長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 2番、森田委員さんからのご質問にお答えいたします。

ページで言うと89ページの事業(02)の多摩の森林再生事業費、こちらの委託料の部分で、森林間伐作業委託の部分でのご質問だと思います。事業者の数ですか。そちらは、申し訳ありません、令和2年度のそれぞれ何社かあって、業者を幾つも請け負っているの、ちょっと今、手元にないので、後でそこをお答えいたします。

事業者の選定方法につきましては、この事業が始まったときから、まず入札等にはなかなか適さないというような状況もございまして、随意契約という方法を取っております。随意契約なんですけれども、こちら東京都の環境局さんのほうとも協議をしまして、森林所有者の方が指名をする事業者があれば、そちらの事業者と契約をさせていただいて森林管理をしていくという状況で行っております。特にご指定がなければ、森林再生事務局のほうで事業者の今の請け負っている状況だとか、そのあたりを考えたり、あと近隣で施業している業者があれば、一括でかけてしまったほうが効果的というか、効率的なものですから、そういった意味で森林再生事務局で現在の状況、発注するときの状況を考えて業者を選定しているという状況で事業を実施している状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありませんか。9番、石田委員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田です。

85 ページの先ほどの農林振興費のところですけども、シカ肉、ワラビ以外に対する農産物の生産量というのが事務報告書の 283 ページに出ておりますけれども、283 ページの真ん中あたりの6番の農林産物生産量というところで、ここではワサビ、シイタケ、シメジの5年間の生産量がありまして、平成 30 年度までは生産量が多くて、元年度、2年度はかなり減少してしまったということで、これは台風第 19 号の影響かなと思うんですけども、ワサビに関してはかなり復興事業がありますので、また増加をすると思うんですけども、この中でシイタケが減ってしまって、シメジが全くゼロになってしまっているということでございます。ゼロになったというのは、海沢の方がやめられたかなと思うんですけども、これにつきまして、特にシメジにつきましては生産量ゼロということで、どうにか引き継ぎができないのかな。一旦技術が廃れてしましますと、なかなか復活するのは難しいと思いますので、どうにか働きをかけて継続できればいいのかなと思うんですけど、これに関して何かお考えがあればお伺いします。

○委員長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 9番、石田委員さんからのご質問にお答えいたします。

決算書ページ 85 ページ並びに事務報告書タブレットでは 16 ページですかね。真ん中にあります農林産物生産量ということで、ワサビにつきましては今、委員さんからご質問がありましたとおり、令和元年度の台風の影響で、前年度 30 年度から比較すると大きく落ちているということはそのとおりでございます。シメジにつきましても令和元年度からゼロということで、こちら事業者の方がやめられたというところもあります。これについて農林水産係のほうの、表欄外に農林水産係調べということで記載をさせていただいているんですけども、こちら農林水産係のほうで生産をされているような方に調査を送らせていただいて、回収をしてこの結果を載せているという状況もございます。

その中で新規に、個人的にシメジをやっている方がいるかどうかというところまでは、なかなか生産というところまでいってない部分はちょっと把握はできていないんですが、実際、経営として、営業としてシメジを作っている方がいらっしやらなくなってしまったと。そんな中で今後、シメジのほうの生産のほうを町としてどう考えているのかというようなお話かなと思います。

こちらの部分につきましても、シメジの生産を町のほうで、どう手を入れていったら事業者の方がやっていただけるのか、設備の部分も含めてなんですけれども、そういったところをまずは考えていかないと、なかなか難しいのかなというところがございます。



町として今後どう考えているかというところでは、今、ワサビの特産物の振興というところに力を入れている状況もありますので、町のシメジがどれぐらい需要があるのかとか、作っていただけるような方、意欲のある方がいらっしゃるのかとか、そのあたりも調べながら今後、検討はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） お願いがあります。事務報告書を参照する場合には、課名を先に言っていただけると分かりやすいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに質疑はありませんか。3番。相田委員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

事務報告書の観光産業課、296 ページ、森林保全活用係のほう、中段からちょっと下のほうで、木質バイオマス推進事業についての記述がありますけれども、このバイオマス推進事業の地域通貨による事業の継続というふうに記載がありますけれども、これはバイオマスだけに特化しているのか、ほかの事業にも使えるような幅の戻し方はないのかなと思ひましてご質問させていただきます。お願いいたします。

○委員長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 3番、相田委員さんからのご質問にお答えいたします。

事務報告書のタブレット 29 ページの森林保全活用係の全体の説明文の中の木質バイオマス推進事業についてのご質問でございます。地域通貨の活用の方法という部分でございます。こちらについては、現在、この木質バイオマス推進事業でのみ地域通貨のほうは使わせていただいている状況でございます。こちら東京都の補助を使いながら、この制度設計しながら、こちらについても地域通貨の観光協会での換金の手続きとかをやっているんで、委託料として組んでいる部分もございます。この部分も補助金を活用してやっている部分もございますので、その補助金外の計画以外の部分で地域通貨を使うということは今のところ考えていないところでございます。

ただ、木質チップ製造事業が令和2年度末で事業撤退ということで、東京都農林水産振興財団のほうで事業を中止して撤退してしまいましたので、現時点ではこの木質バイオマス推進事業に補助金が充てていただけないと、補助対象外になってしまったという状況で、町の単独事業として実施している状況でございます。

地域通貨の部分は、なかなかこの事業でもうまく回っていないというようなところもありますので、今後のほかの事業に活用できるか等は研究はしていきたいと思っておりますけれども、何とか補助金のほうを使って、この事業をまた推進していきたいという部分も

ございますので、東京都との絡みも考えながら、また、東京都と相談しながら検討はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） 3番、相田委員。

○3番（相田恵美子君） わかりました。実施要綱の中には第3条に、町が地域通貨を交付する事業は次のとおりである。その2の部分に、その他町長が必要であると認める事業というふうにあるんですけど、これはバイオマス以外にも使えるというふうに受け取ったんですけど、その部分はどうなんでしょうか。

○委員長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 3番、相田委員さんからのご質問にお答えいたします。

その他町長が認める事項についてというところの記載について、できるんじゃないかというようなお話かと思えます。先ほどもお話をさせていただいたとおり、この木質バイオマス推進事業の事業計画を立てて事業を実施している中で、何とかこの森林資源を循環させて不要になった間伐材をどう活用でき、また、その間伐材の活用によって地域振興を図っていこうという循環を回していくということで考えている事業でございます。

町の中では商業協同組合の商品券というのもございますので、そのあたりの部分は、こちらのほうで事業と絡めてうまく使えればいいんですけども、商業振興という部分でいけば、何かそちらの町の商協の商品券のほうを活用できないかなというふうに考えておまして、今年度予算計上させていただいておりますが、観光客の冬季の宿泊補助事業の中で、今年度コロナで宿泊事業者以外の事業者も結構経営に影響を受けているというところで、宿泊補助のほかに商協の商品券を1,000円分配するというのも今後考えております。そんな部分もいろいろ絡みを考えながら研究はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。1番、伊藤委員。

○1番（伊藤 英人君） 1点、農業総務費です。農業総務費ですので83ページになります。事業(02)農作物有害鳥獣対策事業費ですので、次のページ84ページで、節17備品購入費のところ、くくり罠や捕獲檻があります。そのほかのところにもツキノワグマという言葉が出ていますが、このくくり罠なんかは、多分ツキノワグマの捕獲に使ったんじゃないかなと思うんですけど、令和2年度は11頭捕殺したということで確認しているんですが、くくり罠も購入して設置しているんですが、今年の段階でも結構ツキノワグマが町内で見られる状態になっているということは、先日の補正予算でもくくりわな新たに

購入するという予算は組みましたけれども、何かもう次のステージに入ってしまったいて、捕殺だけでは対応できなくなってしまう可能性がある。ということは、町民と熊が接触する機会が増えてしまえば、熊スプレーとかそういうところも予算化したほうがいいのかなと思うんですけども、ツキノワグマと人との接触について、次どういう手を打つのかという展望があれば教えてください。

○委員長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 1 番、伊藤委員さんからのご質問にお答えいたします。

ページでいきますと 84 ページの農作物有害鳥獣対策事業費の中の委託料も含め、ツキノワグマの対策にという部分と、あとくくり罠の話もありました。くくり罠につきましては、令和 2 年度については 18 基ということで購入をしている状況でございます。このくくり罠につきましてはツキノワグマ対策ではございませんで、主にはシカとイノシシ、こちらを捕獲するために設置をしている状況でございます。

最近、くくり罠のほうも多く購入をしている状況がございまして、平成 30 年度は 20 基、令和元年度 12 基、令和 2 年度 18 基ということで多く購入させていただいています。この理由といたしましては、猟友会のほうでも銃器による有害鳥獣駆除と、罠による駆除を実施しているんですが、非常にこのくくり罠が、シカ、イノシシ、特にシカについては捕獲するのに効果的であるということで、もっと増やしてほしいということで購入した経緯がございまして、クマがかかった場合、錯誤ということになってしまうので、熊対策ではございませんので、そこはご理解いただければと思います。

次に、ツキノワグマの関係でございます。令和 2 年度については 11 頭捕殺、その前年度は 12 頭というような状況で、非常にここ数年、ツキノワグマが人家周辺に出没する回数が増えているのは事実でございます。令和 3 年度に入りましても既に 2 頭捕獲をしている状況でございまして、目撃も人家周辺が増えております。

そんな中で、捕殺だけでは対応できないんじゃないかというようなお話がございまして。この辺につきましても令和元年度に非常にツキノワグマの出没が多くなったということで、東京都環境局のほうにも協議を行いまして、ここにありますとおり、ツキノワグマの緊急対策事業ということで、補助金というか、委託金のほうを入れていただきながら、今、対応策をしているところでございます。

ツキノワグマにつきましては、準絶滅危惧種というようなところもあって、今、一般狩猟が禁止されている中で、有害鳥獣捕獲、特に人家周辺に出没した部分で住民に危険があるというところだけは捕殺ということで対策をしているところですが、捕殺の前に猟友会

のほうにお願いしまして、朝夕の見回りだとかしてなるべくクマのほうの追い払いを重視してやっております。捕殺については、やむを得ず住民に危害が加わったり、やはり人家付近に降りてきて、おいしいエサがあると執着してしまって、どうしても毎日出てきてしまうというようなそんなような状況もあって、やむなく捕殺をしているという状況は事実でございます。

そんな中で次の対策をとということで、なかなかここも難しいところがあるんですが、東京都の委託の中にも人家周辺のやぶが茂っているとクマが出没しやすいだとか、そういった部分もあって、実際に令和2年度からやぶの草刈りだとかそういった部分も実施しているのは事実でございます。

また、電気柵のほうの設置も委託の中に含まれておりますので、執着して人家におりてきてしまうクマがいれば、電気柵で降りてくるのを防ぐという取り組みもしている状況でございます。

見渡すと森林がこれだけある奥多摩町で、クマが近年、人家周辺に降りてきてしまうというところはいろんな要因があるかなというふうに思っておりますが、東京都と連携をしながら、また、猟友会のお力をお借りしながらクマ対策については実施をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありませんか。7番、澤本委員。

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。

ページで言うと100ページになります。土木費の町単独道路改良事業の中、備考の欄の中の3つちょっとお伺いします。松葉穴沢線の設計委託で、地元として早くやっていただきたいんですけど、ほかと比べ、上の委託料と比べて1,000万ちょっと高いかなと思うんですけど、内訳と、その2つ下、工事請負費で古里附入川線道路改良工事の場所とか内容を教えていただければと思います。

あとその下の公有財産購入費で、大氷川安戸線の用地購入費、これも33万9,000円と、この場所と内容を教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 7番、澤本委員さんのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

町単独の道路新設改良事業費についてということでございます。節12委託料の備考欄のところがございます松葉穴沢線測量設計委託、ちょっと金額が大きいのではないかと

うようなご質問でございます。こちらにつきましては、現道の松葉穴沢線から町で土地を購入しまして、今後、若者の定住用地として活用していく大きな面積の土地がございますが、そちらを巡回する枝線ということで 300mほどの道路の計画をしているところでございます。この委託費の中に含まれる内容につきましては、現況測量であったり、構造物の設計、それから地質調査の費用も含まれているということから、大きな委託費になっているという背景でございます。

それから、その下行きますと、節の 14 工事請負費のほうでございます。古里附入川線道路改良工事ということで、こちらにつきましては、古里附の昭和石材工業所さんに入って行く構内道路があるんですが、そのすぐ右わきに、ちょっと段差があるんですけれども、町が管理している町道があるというところで、こちらの町道を走った先に、やはり大きな町の町有地がございます。こちらの土地を有効に活用していくということで斜面の改良工事を行いまして、今現在は、レッドゾーンの特別警戒区域という扱いになっているところなんですけど、対策を施すことでレッドゾーンを外して、その場所の下部にある町有地を有効に使っていくということを目指した工事でございます。

それから、その下の節 16 公有財産購入費につきましては、氷川小学校へ上っていく町道の踏み切りを渡った右手を今改良を行いまして、若干視距がよくなっている現場がございます。こちらについての用地ということで購入をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。11 番、高橋委員。

○11 番（高橋 邦男君） 11 番、高橋です。

同じ土木費の 100 ページ、同じ場所なんですけれども、その上のところ、東京都の補助道路新設改良事業費、そこをちょっと見てください。たしか 2 年度の予算のときには 30 m の延長というお話がありました。その後、補正予算のときに課長のほうから、コロナ禍で東京都との設計審査ですか、あと事務手続等がなかなかできずに発注まで行かなかったと。契約工期の確保が難しかったということだと思っただけなんですけども。それで、実際には間知ブロック積みとか、草刈り、あるいは整地作業ということで 414 万 7,000 円ほど請負費がかかっています。

この白丸丸の内西線なんですけど、随分予定より遅れていると思うんですよ。それで、自分言いたいことがあるんですけど、やはりここは上のほうにグリーンウッドがあります。それで白丸の林道が 1 本しかないんですね、上のほうへ行くのにはね。だから、その迂回路としては非常に防災上重要な路線だと思うんです。たしか台風第 19 号のときに林道が

一時不通になって、上に取り残された方もいたようなんですけども、今後の予定がどうなっているのか。今年度も 20m の延長が予定されているんですけど、この辺もまだ発注まで行っていないんじゃないかと思うんですね。そうすると、またまた遅れちゃって、ある白丸の住民の人は、死ぬまでの間にどうにか完成してほしいというようなことを言っている人も結構せつば詰まった声も聞きます。要は、防災上の迂回路として必要な、重要な路線だと思んですけど、今後の予定をお話してください。

○委員長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 11 番、高橋委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

都補助の道路新設改良事業の白丸丸の内西線ということでご質問をいただきました。委員言われるとおり、この路線につきましては、これまでも時間を多く要しております。これは現実でございます。その要因は、用地の関係で地権者様とのお話がなかなか暗礁に乗り上げて進まないという理由もございます。地権者様の土地をお譲りいただいて、かつ道路に隣接する宅地でございますので、そちらへの取り付けの階段であるとか、スロープであるとか、これまでも何案も作りまして地権者様にご説明させていただいて、ご納得いただくようにということで折衝を進めているところなんですけど、どうもこのところがうまく回らないという状況があって、ちょっと時間を要しているという状況がございます。

今、今年度の事業もまだ発注されてないのではないかなというようにお話もございました。今年度の工事発注につきましては今、鋭意進めていまして、ここで今お話しした地権者さんとの外部に関する合意事項が取りまとめたような状況が出てきましたので、これからちょっとスピードアップをして今年度の事業を進めていきたいと思っております。

これから先も延長がまだ 300m 以上あるということで、長い延長が残っております。それに加えて、途中で水路を横断しなきゃならないというようなことで、大型構造物の築造も考えられます。そのような背景がありまして、今後の整備計画としては早く進めていくという考えには変わらないんですが、どうしてもやっぱり令和 8 年ぐらいまでの事業期間が必要になってくるのではないかなということで考えております。今後、この事業期間が短縮できるように努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。7 番、澤本委員。

○7 番（澤本 幹男君） 7 番、澤本です。

たびたびすみません。103 ページと 104 ページにかけてなんですけど、103 ページの土木費の中の町営・公営住宅建設事業費で、公営日向住宅の改修工事と附帯工事なんですけど、

その内容をちょっと教えていただきたいのと、その下の町営若者住宅等建設事業費で、104 ページの公有財産購入費で小丹波（南ノ原）の若者住宅定住化対策等用地買収費と同じく2件あると思うんですけど、その2つの場所とか内容等を教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 7番、澤本委員さんのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

103 ページの事業（02）町営・公営住宅建設事業費の14 工事請負費、日向住宅の改修工事の関係ということでございます。この日向住宅の改修工事につきましては、昨年度から来年度まで3カ年をかけて、この公営日向住宅の長寿命化を図るために外壁改修であるとか、また、入居されている方の生活の利便性の向上を図るということで、内部の流し回りですとか、お風呂ですとか、そういったところを計画的に改修工事を行っているということでございます。今年度が2年目ということでございます。

この事業の背景としましては、平成26年に策定しました住宅の長寿命化修繕計画、これの事業スケジュールに沿って去年から来年まで3年間で事業を実施するというところでございます。

あと附帯工事等につきましては、敷地内の樹木の伐採であるとか、居住されている皆様からの要望に応えた形で附帯的な工事を実施させていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 7番、澤本委員の2点目のご質問にお答えいたします。

ページ数で言いますと104 ページの目02 住宅建設費の節16 公有財産購入費の内訳でございます。

まず1点目の小丹波（南ノ原）地内若者定住対策等用地買収費の2,133万7,167円の内容でございますが、こちらにつきましては、地番で言いますと、小丹波（南ノ原）41番、42-2番、48-5番、50-1番の4筆を購入するものでございまして、こちらの場所ですが、古里のセブンイレブンの右の道を行きますと古里精機があるかと思えます。古里精機を向かって左側の用地を確保したものでございます。

もう一点の小丹波（南ノ原）地内若者定住対策等用地買収費の395万2,460円の場所でございますが、こちらについては、小丹波43-3、43-4、28-5の3筆を購入したも

のになっております。こちらの面積は 191.96 m<sup>2</sup>の宅地ということで、こちらはセブンイレブンから向かって左側の後方の用地になっておりまして、この2カ所はそれぞれ非常に利便性がいいということもございますので、若者定住対策用地として購入したものでございます。

先ほど1点目の面積をご説明しませんでしたので、追加でお願いしたいと思います。1点目のほうが合計で 1,099.83 m<sup>2</sup>の規模となっておりますので、この2カ所を活用して、若者定住対策用地の分譲地ですとか、今後の定住対策用地として活用してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。3番、相田委員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

事務報告書の若者定住推進課の75ページです。3、町営若者住宅、子育て応援住宅の今の整備状況について記載されておりますが、条例に基づいて何年か出なければならないというところが住まわれている方からはちょっと大変だというご意見が出ているんですけども、期限が来ると倍の家賃を払うか、あるいは町内で住宅を探すかというようなところの選択にあるんですけども、それが無理だと町外に出てしまうようなこともあります。せっかく皆さん奥多摩に住みたいと移住された方々なので、できれば長く住んでいただきたい。ある意味、簡単に町内で住宅が見つかるような、そういうシステムができればいいと思いますけど、どのようにお考えでしょうか。お願いたします。

○委員長（小峰 陽一君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 3番、相田委員のご質問にお答えいたします。

事務報告書の75ページの町営若者住宅、子育て応援住宅のお住まいの方ということの内容だと思います。

まず、こちらの住宅につきましては、先日の条例のときにもご質問されたかと思います。町営若者住宅につきましては、一定の年数が来たら退去するか、家賃が倍になるというような制度設計でございます。こちらについては50歳以下が7年、40歳以下が10年、30歳以下が12年入居できるというようなものでございます。

今、相田委員がご心配されているのは、この年数に至ったときに、その若者住宅に住んでいる方が次の住みかをなかなか探せないんじゃないかというようなご心配かと思います。こちらを制度設計した当時、やはりそのようなご心配がございまして、そのときには、やはりご自身で家を建ててもらおう、ご自身で家を購入してもらおうということもございまして、同時に、空家バンクの制度、もしくは町営の分譲地の整備というものを新しい2つ



の事業を開始しました。ただ、それだけではやはり多種多様なニーズにおこたえできないということもございまして、近年では子育て応援住宅、これは 22 年住めば無償で提供する新築の住宅、もしくは 15 年たったら無償で提供されるいなか暮らし支援住宅、若者定住応援住宅等々の新しい事業も始めまして、なるべく多くの方に次の住まいに住んでいただくということ而努力しております。

特に、分譲地等につきましては、町営若者住宅に住んでいる方を最優先として募集をかけておりますので、他の方にお知らせするのではなく、まずは町若者住宅の方に買ってもらう、住んでもらおうということでお知らせしておりますので、かなり優遇をしているのかなというふうに考えております。

また、毎年 1 回、アンケート調査等を行いまして、その中では、一定期間住んでくると、大体地域の実情もわかりますので、空家バンクの購入等も登録して進めていくような形でお話をしております。また、お金の面では、移住定住応援補助金ということで 200 万円の補助金等も出すことによって家を建てやすくなる、または空家を購入しやすくなるというようなことで事業を進めてまいっております。

ただ、そういった中でもどうしても外に出ていってしまう方もいらっしゃいます。現時点で大体 50%の方が今 16 世帯退去されているんですけど、半分の方が外に出ております。そのうちのほとんどが最初のころ、海沢住宅ができた段階で入居された方が外に多く出ていると。その後については、子育て支援策ですとか、今言った移住定住応援補助金が拡充されておりますので、奥多摩町に残る方のほうが多い状況でございます。

ただ、外に出ていかれる方の中には学校の先生とかいらっしゃいますので、やはり仕事の都合で出ていかれるという方が多く見受けられますので、實際上、奥多摩町が嫌で出ていく方は少ないのかなというふうに捉えております。

今後も多種多様なニーズに応えるように制度設計をして、多くの方が奥多摩町で安心・安全に住んでいただけるようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。6 番、大澤委員。

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

決算書と事務報告書にはないんですけども、先ほどの澤本委員の質問に関連して、今回、令和 2 年度では公営日向住宅の改修ということだったんですけど、何年か前に一般質問で、公営栃久保住宅のことについてお聞きしたときに、経年劣化しているので建て替え

も必要だということで、アンケートを取って進めてまいりますというご答弁だったんですけども、栃久保の住宅についてはどういうふうな計画になっているのか、お教え願えたらお願いします。

○委員長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 6番、大澤委員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

日向住宅に関しましては、先ほど澤本委員さんのご質問にお答えさせていただいた内容のとおりでございます。それに関連して、栃久保の公営住宅ということのご質問でございます。当時、その答弁の中でもお話しさせていただいたと思うんですが、今、栃久保につきましては部屋が満室状態ということで、多くの方が居住をされている状況だということで、もしあの場所で建て替えを行う場合は、入居されている住民皆様に一度どこか違う場所に移動いただかないと、建物を壊したり、新築したりすることが不可能であるという状況がございます。

そうしたことから平成 29 年度から栃久保地内において建て替えの際に一時移動いただける建物を準備できる用地の確保を少しずつ進めているところでございますが、何分にも地権者様、所有されている部分についていろいろお話をさせていただいたり、ご協議させていただいているというところで時間がかかっているというのは事実でございます。

また、入居される皆様に対してのアンケートなんですが、細かなアンケートまでは現在のところまだそういう状況なものですから手がついていない状況でございますが、なるべくあの地域からほかの地域へ動きたくないというようなご要望がほぼ多数を占めているという状況ですので、公営の栃久保住宅をまるっきり違う地域のほうに移転をするというのは、なかなか入居されている皆様の希望を考えると難しいかなというふうに考えてございますので、栃久保地域の中でとにかくまず用地を確保していくということについて努力をさせていただきたいなというふうに考えていますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（小峰 陽一君） 3番、相田委員。

○3番（相田恵美子君） 先ほどの若者定住推進のお話なんですけども、先週から今週、昨日もそうでしたけど、今週も奥多摩町がテレビで放映されます。そうすると、やはり奥多摩に住みたいという方がどんどん現れてくるんじゃないかな、メディアの力は大きいので、そういうふうな、しかも移住者歓迎のようなことをアピールされている放送だったので、そうすると、今後もこういう問題が出てくるのかなと思われまして、住んでいる方に寄り添った支援というか、財政的なこともあると思いますけれども、これから多様化す

る住民の方々がいらっしゃるかと思うので、ぜひともきめ細やかに、今以上にさせていただければと思います。ありがとうございました。

以上です。

○委員長（小峰 陽一君） 相田委員、返答は要りませんか。

○3番（相田恵美子君） お願いします。

○委員長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 今、相田委員おっしゃったように、いろんなメディアの発信によって、観光もそうですけど、定住化という意味で新しく奥多摩を見詰める方が多くなったのは事実ですね。当初、海沢ができたときに、2万幾らだったかな、駐車場入れて。私たち昭和時代のおやじからすれば、全く恵まれているなという感覚を持ちました。いろんな理由で町外出るといのは分かるんですけど、その若い家庭がどういう計画で、例えば2万、3万円の支払いをしている2年、3年、5年、10年の間にどういうライフスタイルを計画して、それを成就しているかということも、やはり定住化対策室できめ細かに聞き取りをしながら、新しい住居の候補地を斡旋したり、そういう対策を講じております。

ですから、外へ出る方のあくまで経済的に高くなるんだったら住めないわということなのか、それともその計画の中でやっぱりいろんな要素があって出てしまうのか、そのあたりもしっかり見据えていかなきゃいけないというふうに思っています。

それと、相田委員さんもそういうふうな情報をもし入手しましたら、その辺のところ、いろんな状況下をぜひ聞き取っていただいて、こういう事情で町外に出ている人が多い、こういう需要で定住化を決意したというふうなそういう情報もいただけたら大変ありがたいなと思います。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、歳出の款の6農林水産業費、款の7商工費、款の8土木費の質疑を終結します。

お諮りします。本日の審査はこれまでとし、この続きは、明日9月15日に行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、この続きは、明日9月15日に行うことに決定しました。

なお、明日は、午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 1 時 58 分散会

奥多摩町議会委員会条例第 26 条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長